

建設工事の工種追加申請要領

1 申請対象者

- (1) 当公社の一般競争（指名競争）参加資格者名簿（建設工事）（以下「**当公社名簿**」という。）には次の（２）の１４工種のうち**最大３工種まで**申請・登載することができますので、当公社名簿（令和６年８月１日版）において**１工種又は２工種が登載されている建設業者**が申請対象となります。

なお、申請は「工種の追加のみ」で「工種の変更」は認められません。

※当公社名簿（令和６年８月１日版）における登録工種を減らし、別の工種を登録する場合も「工種の変更」となり認められません。

- (2) 追加申請を希望する場合は、建設業法に基づく許可及び直近の経営事項審査を受けていることが必要です。

公社が定める工事種別は次の表の「申請のできる工事種別」の１４工種です。建設業法に基づき許可を受けた建設工事の種類とは異なる場合がありますのでご注意ください。

福岡北九州高速道路公社が発注する工事種別及び工事内容			建設業法に基づく許可を受けた建設工事の種類
申請のできる工事種別		主な工事内容	
1	土 木 工 事	高速道路等の新設、改築、維持補修に係る土木工事	土木一式工事
2	建 築 工 事	料金所、事務所等の新設、改築、維持補修に係る建築工事	建築一式工事
3	電 気 工 事	受変電設備、道路照明設備、送配電線路布設、信号設備等の新設、改良、維持補修に係る電気工事	電気工事
4	鋼 橋 工 事	高速道路の橋脚、桁の新設、改築、維持補修に係る鋼構造物工事	鋼構造物工事 (鋼橋上部)
5	舗 装 工 事	高速道路の舗装の新設、改良、維持補修に係る舗装工事	舗装工事
6	塗 装 工 事	高速道路の塗装の新設、改良、維持補修に係る塗装工事	塗装工事
7	電 気 通 信 工 事	交通管制設備及び通信線敷設、データ通信設備、無線設備等の新設、改良、維持補修に係る電気通信工事	電気通信工事
8	プレストレスト・コンクリート工事	高速道路の橋脚、桁の新設、改築、維持補修に係るプレストレスト・コンクリート橋工事	土木一式工事 (プレストレスト・コンクリート)
9	し ゃ 音 壁 工 事	高速道路のしゃ音壁及び落下物防止柵設置工事	(以下のいずれか) 土木一式工事 鋼構造物工事 とび・土工・コンクリート工事
10	道路標識・区画線工事	高速道路の道路標識設置工事、道路区画線、改築、維持補修に係る工事	(以下のいずれか) とび・土工・コンクリート工事 塗装工事
11	造 園 工 事	植樹、移植等の造園工事	造園工事

12	機 械 器 具 設 置 工 事	高速道路の機械器具設置の新設、改良、維持補修に係る工事	機械器具設置工事
13	管 工 事	冷暖房、給排水等、各設備の新設、改良維持補修に係る工事	管工事
14	消 防 施 設 工 事	防災、防火設備の新設、改良、維持補修に係る工事	消防施設工事

2 提出書類

(1) 建設工事の工種追加申請書

別紙の「建設工事の工種追加申請書の記入要領」によって作成してください。

(2) 建設業許可通知書の写し

登録を希望する建設業の許可業種が記載された国土交通大臣又は都道府県知事発行の許可通知書の写し又は許可証明書の写しを提出してください。

※国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの画面の写しでも可。

また、更新の許可申請を行っているときは、併せて更新許可申請書の写しを提出して下さい。

支店等に委任する場合は、当該支店等が希望する工種について許可を受けていることが必要です。

※写しで提出する場合は、写りが鮮明なものを提出してください。

(3) 総合評定値通知書の写し

経営事項審査の総合評定値通知書を、経営事項審査の有効期限（審査基準日から1年7か月間有効）に留意して、必ず提出してください。

※写しで提出する場合は、写りが鮮明なものを提出してください。

(4) 完成工事高分割表（様式5）

「しゃ音壁工事」、「道路標識・区画線工事」を申請される方は、様式5を次の要領で必ず作成してください。

ア 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書に記載されている2年（又は3年）平均の「完成工事高」及び「元請完成工事高」について記入してください。

イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書に記載されているひとつの「建設工事の種類」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」を、公社において申請できるいくつかの工事種別（「1（2）申請のできる工事種別」参照）に分割して記入してください。

（例）道路標識・区画線工事及び塗装工事を申請希望される場合

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の塗装工事の「完成工事高」が20,000千円で、うち公社において申請できる塗装工事は15,000千円、道路標識・区画線工事は5,000千円の「完成工事高」がある場合、各々の建設工事の種類の「年平均完成工事高」欄（上段）に分割して計上してください。なお、「うち元請完成工事高」欄（下段）についても同様に計上してください。

ウ 上記イについて、道路標識・区画線工事の「完成工事高」は、「建設工事の工種追加申請書」⑧「完成工事高」欄に記入する金額と一致することを確認してください。

エ しゃ音壁工事についても、上記イ、ウ同様に作成してください。

(5) 【受領確認が必要な方のみ】

受領確認を必要とする場合は、切手（８５円分）を貼付した「返信用ハガキ」を同封してください。

3 申請書の審査

追加申請された工種のみ審査を行います。

当公社名簿（令和６年８月１日版）に登載済の工種について、今回提出された上記２（３）の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」による再審査は行わないため、登載済の工種の「客観点数」及び「等級格付」に変更はありません。

内容審査後、記載事項の不備又は添付書類の不足等がある場合は、その内容を電話にてお知らせしますので速やかに修正等を行い、再提出をお願いします。

4 提出期間

令和７年４月１日（火）～６月３０日（月）消印有効

5 提出方法

郵便等（普通郵便可）で提出してください。

封筒は、Ａ４用紙が折り曲がらずに入るサイズを使用してください。

提出に当たっては、封筒の表面に朱書きで「工種追加申請書類在中」と明記してください。

【申請書提出に当たっての注意事項】

(１) 申請書類に虚偽の申請、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、工種の追加認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

(２) 写しで提出する書類は、写りが鮮明なものを提出してください。

(３) 申請内容は、当公社から修正指示がある場合を除いて、訂正又は変更を認めません。

6 提出先

〒８１２－００５５

福岡市東区東浜二丁目７番５３号

福岡北九州高速道路公社 総務部財務課 契約係

7 受領確認

受領確認を希望される方のみ、切手（８５円分）を貼付した返信用ハガキを同封してください。

返信用ハガキの裏面に当公社受付印を押して返送します。返信用ハガキには自社の住所等を忘れずに記載ください。

8 当公社名簿への登録

審査の結果、工種の追加が認定された場合は当公社名簿（令和８年８月１日版）へ登載するとともに、当公社ホームページへの公開及び当公社４階閲覧コーナーにおいて閲覧に供します。審査結果の通知は行わないため、各自ホームページもしくは閲覧コーナーで登録内容をご確認ください。

工種の追加が不認定とされた場合に限り、申請者に対して書面にてお知らせします。

【公社ホームページの確認方法】

トップページ上部のタブ「契約情報・技術情報等」を押下する。

→契約情報「入札参加資格登録」を押下する。

→右部（契約情報）の「競争参加資格者名簿」を押下する。

→PDFファイル「○建設工事」を押下する。

9 当公社名簿の等級格付

工事種別	総合評定値	等級	発注基準金額
土木工事	1,200 点以上	A	4 億円以上
	1,200 点未満	B	4 億円未満
	950 点以上		1 億円以上
	950 点未満	C	1 億円未満
	800 点以上		2 千万円以上
	800 点未満	D	2 千万円未満
建築工事	900 点以上	A	1 億円以上
	900 点未満	B	1 億円未満
	750 点以上		5 千万円以上
	750 点未満	C	5 千万円未満
電気工事	850 点以上	A	5 千万円以上
	850 点未満	B	5 千万円未満
鋼橋工事	1,200 点以上	A	4 億円以上
	1,200 点未満	B	4 億円未満
舗装工事	800 点以上	A	5 千万円以上
	800 点未満	B	5 千万円未満
塗装工事	700 点以上	A	3 千万円以上
	700 点未満	B	3 千万円未満

- 注) 1. 上記以外の工事種別は、等級格付を行いません。
2. 工事成績評定点等、主観点による加減点は行わず、経営事項審査による総合評定値のみの等級格付となります。